

大阪市告示第1809号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年1月5日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年1月6日（月）から 同月8日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年1月10日（金）	
	令和7年1月12日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年1月13日（月）から 同月15日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年1月17日（金）	
	令和7年1月19日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年1月20日（月）から 同月22日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年1月24日（金）	
	令和7年1月26日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年1月27日（月）から 同月29日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで

令和7年1月31日（金）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）